

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂について (概要)

経緯

○国際監査基準（ISA）における「明瞭性プロジェクト」の推進

※監査報告書において、報告内容ごとに記載区分を行い、その内容を明瞭化させるための改正



○我が国の企業会計の監査基準の改訂（平成24年3月決算に係る財務諸表に対する監査より適用開始）

※財務諸表に対する監査人の監査報告書における意見表明について、「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分記載することとするなど、改訂後の国際監査基準に適合させる改訂



○我が国の独法監査基準の改訂

改訂された企業会計の監査基準と平仄を合わせる改訂（ただし、監査報告書の意見表明区分など、本年3月末までに改訂を行わないと、実務的に重大な支障が生じる箇所に絞り込み）

※企業会計の監査基準の改訂を踏まえたその他の要改訂事項については、今般の独法制度の抜本見直し結果も踏まえた上で、今回の改訂後に改めて検討

主な改訂内容

(1) 企業会計の監査基準では、監査人の報告責任が、「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分された。



今まで「財務諸表等」として、「財務諸表」と「それ以外の書類（決算報告書など）」を同レベルで取り扱ってきたが、両者を区分する。

※独法では、「財務諸表」、通則法上の意見表示が求められている「利益処分案及び決算報告書」及び「それ以外の書類（事業報告書）」の3区分とする。

(2) その他改訂された企業会計の監査基準との不整合を修正（報告書における記載区分、「意見に対する除外」、「監査範囲の制約」及び「追記情報」などの規定ぶり）

⇒ 企業会計の監査基準と整合するよう、規定を改める。

- ① 監査報告書の記載区分において、独立行政法人の長の責任と会計監査人の責任を区分して記載するよう項目立てする。
- ② 財務諸表に対し、除外事項を付した限定付適正意見を表明した場合は、意見とは別区分を設け、その「除外事項」や「実施できなかった監査手続き」等を、虚偽表示として不適正意見を表明した場合は、通常の見解とは別区分を設け、その「不適正理由」を記載する。
- ③ 「監査範囲の制約」がある場合は、通常の見解とは別区分を設け、「意見を表明しない」旨や「その理由」を、「追記情報」がある場合は、それぞれ明確に区分をして「強調する事項」と「その他説明する事項」を記載する。

(3) 準拠する独法会計基準又は独法監査基準の規定ぶりの適正化

⇒ 例えば、「独立行政法人会計基準及び注解並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して」という現行の規定ぶりは、「独法会計基準」、「注解」及び「企業会計基準」の3つが一体として規範を構成しているという実態を十分反映した表記になっていないため、「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」という表記に改める。

(4) 企業会計の監査基準では、財務諸表に対する適正意見の表示方法について、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」のいずれかを選択するかにより峻別

※「適正表示の枠組み」→「基準に準拠してすべての重要な点において適正であるとの意見」

「準拠性の枠組み」→「すべての重要な点において基準に準拠して作成されているとの意見」

⇒ 独法の会計基準上、既に「適正表示の枠組み」を選択することが明らかであることから、「適正表示の枠組み」に従って適正意見を表示すべき旨、今回の「監査に係る報告書の改訂について（前文）」に記載しておくこととする。

※「その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。」（独法会計基準第80第1項）

開催実績等

2月24日	10:00~12:00	共同WT
3月21日	14:00~16:00	財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会
3月26日	11:00~12:00	独立行政法人会計基準研究会